ています」(森下氏)

訴訟に際しては 情報の保全が肝

経過した文書はすべて破棄すれば リスクとなるならば、一定期間 よいかといえば、そうではない スカバリによる文書開示が



のお役に少しでも立ちたいと思っ ていっていただきたい、そのため この不利な状況を一歩一歩改善し 国内他社の対応状況も鑑みつつ、 識すべきでしょう。日本企業には、 リに関して有利な立場にあると認 争う場合は、相手方がディスカ ます。米国企業と米国の裁判所で

されることです」(森下氏)

ステムが自動でデ

ータを消去され

る。また、文書管理規定に従ってシ を保全するよう指示する必要があ 持つ関係者へ通知を行い、デ

に関連する可能性のあるデー

訴訟ホー

ルドにおいては、訴訟

この対応について、エピックの

業は非常に少ないことが現状で 想定した文書管理を行って ることが大半で、ディスカバリ 情報・個人情報の保護を目的とす はコンプライアンスの強化や機密 活用が大きな目的の一つで、他に 本企業の文書管理は情報の整理や 」と語る。

象となる可能性のある電子デ 「訴訟ホー ルドにお

ります」と森下氏は語る。 ばれる通知を通じて行うことにな ります。これを訴訟ホールドと呼る証拠はすべて保全する必要があ たとえば、警告状を受領した場

> 解したうえで弁護士の方々と連携 ノロジーとデータの特性をよく理 ノロジーベンダーの役割は、テク ることも欠かせません。我々テク 報も含め変更がないように保全す ですが、さらにそのプロパティ情 を削除しないことはもちろん重要

マッピングを作成することが望ま

しいでしょう」(中島氏)

トすることです」(中島氏) し、対応に失敗がないようサ

う裁判官から陪審員に対して指示 に基づいてトライアルを進めるよ 書を破棄した当事者に不利な推定 由で争われている事実に関して文 棄されて提出されなかった等の理 ける場合があるという。 ば、証拠となる文書が破棄されて するよう関係者に働きかけなけれ る。その時点で自社の文書を保全 けた場合などがその契機となり得 合や訴訟をチラつかせた交渉を受 いる事実について大きな制裁を受 ケースは、証拠となる文書が破 「訴訟代理人として最も避けた

連携体制の構築を

タの消去を止める

ディレクターの中島大輔氏も「日 É

ンにチャッ

トを使うことも

多く ショ

「近年は社内コミュニケ

かせない

ステム管理者と連携することが欠 なるデータが消去されないようシ る運用となっている場合、対象と

てきているので、短い期間で自動 破棄規定を定める企業を多くなっ

のではない

週間から数か月で消去される様な

なっています。会話の様な内容を

チャットは文書管理規定で数

Morgan Lewis Eディスカバリを意識した文書管理 ~米国ディスカバリ手続きの基本的概念と手続きを理解し、 具体的な対応策や便利なテクノロジーの最新情報を米国弁護士より学ぶ~ 制作/Business & Law 編集部 分対応していると言えないことが は米国訴訟でのディスカバリに十 傾向にある。しかし、この文書管理 書管理を実施する日本企業は増加 の整理・活用を目的とした社内文 近年、「

裁判の行方を大きく 左右する開示文書

という。

「ディスカバリは基本的に防衛

まれないよう体制を整えることだ

要となる。 れ、陪審が心証を形成する訴訟の た情報は、訴訟の最終段階である がある。ディスカバリで開示され を義務付けられる「ディスカバリ」 持つ文書等の情報を開示すること 事訴訟手続の一つに、両当事者の ライアルで証拠として用 ライア を見据えて、デ いら

問題となりそうな文書をそもそも

を 弁 れる範囲を事前に予知し、訴訟上 スカバリを通じて相手から要求さ の側面が強いプロセスです。デ

法案件を中心に豊富な訴訟経験を 判所において知的財産や独占禁止 ルガン・ルイス東京事務所パ きなポイントです」と語るのは、モ 事前にコントロー スカバリの提出対象となる情報を ーであり、主に米国連邦地方裁 ルすることが大

何か。専門家に聞いた。 方、見逃されやすいポイントとは 多い。ディスカバリを見据えた電 米国の特許訴訟で用いられる民 上の文書管理の基本的な考え

OTの浸透により情報

要なポイントの一つだという。 必要となる。この点への対応も重

を作ることが重要です」(森下 拒むことのできる防衛的な体制 護士秘匿特権を活用して提出 作らないこと、作ったとしても

示範囲を狭くするよう押し引きが 合が多く、訴訟の争点に併せて開 をすべて出すよう求められる場 合、開発や設計に関する技術文書 く求められることもある。この場 ては被疑製品に関する情報を広 リクエスト等だ。特許訴訟におい すべての文書を提出せよ」という 訟特許を認識した経緯に関する だという。具体的には、「今回の訴 囲で開示を要求することが通例 が、あまり条件を特定せず広い範 定して資料を求める場合もある の開示を求める。日付や対象を特 開示請求)は、相手方へ特定の文章 セスの一つであるRequ 外国法事務弁護士)だ。 フォルニア州、ワシントン特別区、有する森下実郎米国弁護士(カリ ディスカバリの証拠開示のプロ o r P r o d u c t ion(文書 e

可能な点から対策を

い情報の中に問題となる文書が含求を受けた段階で出さざるを得な 必要なことの一つは、文書開示請 証拠開示プロセスにおいて最も

権を最大限活用しつつ有事に備え 業には、ディスカバ 場にあると森下氏は語る。「米国企 る社内文書管理体制を構築してい については、日本企業は不利な立 士が数多く所属し、弁護士秘匿特 米国訴訟におけるディスカバ ルで学んだ企業内弁護 リの実務

の際に向け、ディスカバリに対応 する企業も多くなっています。 かし、有事と平時は切り分け、有事 加傾向にあり、文書の破棄を重視 合はそれを止めなければなりませ したデータ保全のためのデー ん。企業の保有データ量は年

迅速な対応が可能になるという。 どを整理しておけば、有事の際に プリケーションや、そのアプ 生産や開発部門の文書などデー 有無、担当者、保管場所、エクス ソースに対して、使用しているア 「近年はデータが散在し、リモ たとえば、Eメールやチャット、 ート機能の有無、運用開始日な ーションの訴訟ホー ルド機能の

活用の検討から始めてみてもよい 応できることも増えました。まず 属するなど、簡単なプロ データマッピング作成には骨が折 能性があります。各システム はそのすべてが開示対象になる可 りましたが、ディスカバリの際に 365[®]に訴訟ホー れますが、一方で、マイクロ ト勤務の影響でさまざまなアプリ ーションが使用されるようにな した機能の有無を確認し、 セスで対 -機能が付 0)

※本稿における森下氏・中島氏の発言は個人の見解であり、両氏の所属組織を代表する意見等を述べたものではありません。

Business & Law Business & Lav